

# 休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本  
休憩裁判プロジェクト発行  
2026年2月27日  
No.12

## 第7回休憩裁判開催!!

2月26日、大阪地裁810号法廷において第7回の休憩裁判（浦谷幸二さん原告）が開催されました。

この裁判は、事象発生2023年1月25日から3年、提訴から2年半を迎えようとしています。

今回の裁判では、被告（会社）が提出した、被告準備（1）～（3）に対する原告の反論である原告準備書面（4）を提出（2/17）したことの陳述でした。

被告（会社）は2月24日付で意見書を提出しました。

その内容は、原告側が申告していた証人{原告側が今田さん。被告側が、東京第一運輸所当直稲垣英孝助役、大阪第二運輸所の当直辻本紀孝主任（当時）}の証人尋問を行う必要性はないというものでした。

そもそも、本件原告浦谷さんが東京到着した時点で、東京第一運輸所の点呼執行者の稲垣助役が休憩を与えていればこの様な労基法第34条違反の問題は発生していませんでした。休憩を一切与えていないのに「休憩時間不足」などと称して新大阪に帰着後に無理やり拘束する必要などありませんでした。

したがって、東京場面での原告と当直助役とのやり取りが一番のキーポイントでした。また、新大阪帰着後に退出点呼終了後に1時間の休憩を当時管理者でもない主任が原告に指示したことの信憑性に疑義がありました。そして原告側の今田さんも原告浦谷さんと同様に長時間勤務で休憩を与えられなかったことで、会社は休憩を与えず連続勤務を強い

た証人としてのキーポイントでした。

触れられたくない場面での証人を必要がないのではなく、都合が悪いためにあえて、必要がないとの意見書を提出してきました。

## 何と、あろうことか裁判長が法廷の場で被告に加担!?

今回の口頭弁論の中で、裁判長は何と、原告の浦谷さんに対して、被告と同様に上記3人の証人の必要性がないことに言及しました。この裁判長の意見に対して、原告の浦谷さんは強烈に3人に対する必要性を強調しました。

**次回4月22日の第8回口頭弁論で証人について確定します。**